

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成28年度 清須市空家等対策協議会
開 催 日 時	平成28年11月21日（月曜日）午後2時から午後3時20分
開 催 場 所	本庁舎3階第2会議室
議 題	1. 開会 2. 議事 （1）空家等対策の現状について （2）清須市特定空家等判断基準（案）について （3）その他 3. 閉会
会 議 資 料	・資料1 空家等対策の現状について ・資料2 清須市特定空家等判断基準（案）について
公 開 ・ 非 公 開 の 別 （非公開の場合はその理由）	公開会議
傍 聴 人 の 数 （公開した場合）	0人
出 席 委 員	加藤会長、水野委員、百瀬委員、岡田委員、吉田委員、野田委員
欠 席 委 員	洞澤委員（大学准教授）
出 席 者 （ 市 ）	なし
事 務 局	〔総務部 防災行政課〕 大橋部長、後藤課長、舟橋副主幹兼係長、鶴子主任 〔市民環境部 生活環境課〕 猪子課長 〔建設部 都市計画課〕 飯田課長
<p>会議の経過（要旨）</p> <p>●事務局</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度「清須市空家等対策協議会」を開会いたします。</p>	

私は、司会を務めさせていただきます、防災行政課副主幹の舟橋でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日、洞澤委員から欠席の報告を受けておりますが、委員の半数以上の方が出席されております。従いまして、清須市空家等対策協議会条例第5条第3項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により公開会議となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、清須市空家等対策協議会会長でもあります、加藤市長からご挨拶申し上げます。

●加藤会長  
(あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入る前に、本日お配りしました資料のご確認をお願いします。

**配布した資料を読み上げる。**

それでは、会議進行につきましては、会長であります市長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

●加藤会長

それでは、この会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、議事（1）空家等対策の現状について、事務局から説明をしてください。

●事務局

はい。それでは、空家等対策の現状につきまして、防災行政課 後藤からご説明をさせていただきます。失礼ながら、座ってご説明させていただきます。

**資料1の説明**

以上で、資料1の説明を終わります。

●加藤会長

ただいま、議事（1）の説明をさせていただきました。この件についてご意見とかご質問、またどんなことでもいいですから、お聞きしたいと思います。はい、どうぞ。

●野田委員

西春日井広域消防予防課の野田と申します。今ご説明にありました、問題家屋の2ですが、先程、後藤課長のほうから説明がありましたように、火災がございまして、我々も出ております。本火災という形で出て行っております、実際のところ放火という疑いで今のところ調査をしておりますが、つけ方がですね、屋根の上のほうにつけて、それで、時間がちょっと経ってから燃えているということで、普通のタバコの投げ捨てだとかですね、そういう危険性ではなくて、明らかに火をつけて燃やそうという感じがするような事案でございますので、こういう建物ですね、実際危険がいっぱいあるということで、市役所からも要望がありましたので、西春日井の火災予防条例の24条「空地及び空家の管理」ということで通知を出させていただきました。ただし、先程も言ったとおり、住所番地は教えていただいたんですが、実際のところ電話番号もわかっておりませんので、こちらのほうもトライはしたんですが、なかなか連絡が取れないということで、一方的な通知ということで終わっておりますので、解決にはちょっと程遠いかなという感じになっております。あとは警察のほうの捜査ですね、犯人が逮捕されるだとか、そういうことがないとなかなか解決には至らないかな、ということだけ、ちょっと報告をさせていただきます。以上です。

●加藤会長

はい。他に何かございましたらどうぞ。

●水野委員

はい。一番初めの事例なんですけれども、所有者とされている人ですね、いつ頃までは所在を把握されていたとかわかりますか。

●事務局

はい。お答えします。我々はですね、実際には一度もお会いしたことがありません。郵便受けに物が溜まるようになったのは、ここ1,2年です。それまでは、何か月かに一度、どなたかが郵便受けの物を取りに来ておったというのを、ご近所さんから伺っております、実際には我々は一度もお会いしておりません。郵便物につきましても、一度も返納がないものですから、我々は全て到達しておるという認識を持っておりました。で、現状、本当にここ1,2年、郵便受けに溜まっているという状況が続いているということでございます。以上です。

●加藤会長

はい。他によろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、議事(1)空家等対策の現状についての説明を終わります。

次に、議事（2）、清須市特定空家等の判断基準（案）について、事務局から説明をしてください。

●事務局

はい。それでは、引き続き後藤からご説明をさせていただきたいと思います。それでは、お配りしております資料の2、清須市特定空家等の判断基準（案）というものをご覧いただきたいと思います。

資料2の説明

以上でございます。

●加藤会長

はい。まあ、難しい説明がありましたけれど、何でもいいので聞いてください。

まず、今議論しているのは、判定に行った者が判断する「判断基準」をどうするかということをやっているのですか。そうですね。その基準は、例えば資料2の4ページにある3番なんかだと、建物が1/20超傾斜しているとあって、これは判断基準ですね。壁がどのくらい崩落しているかというのもひとつの判断基準。だから、ここに今現れているのが判断基準ですか。

●事務局

そうです。要は、国が示しているガイドライン上の判断基準が、今回お示ししているものが全てそうです。これを元にして、最終的に特定空家であるかないかということ来判断しなさい、ということでございます。

●加藤会長

はい。何でもいいですから、聞いていただきたいと思います。

はい、どうぞ。

●百瀬委員

今の清須市さんの判断基準を見せていただいたんですけども、最終的には市長さんが判断されるということで、冒頭にお話がありましたように、判断基準に基づく判断ということで、次のページにあります特定空家等判定チェックリストというもので、ある程度一定の判断を、現地に行って確認した、まあ担当者ですよ、担当者が判断していくと。それでもって、最終的に参考資料としての、市長が判断するための参考資料の作成というか、そういうところだと思うんですけども、基本的には国の示したガイドラインに沿った形で、このチェックリストというものは作られておまして、なおかつ、チェックリストのそもそもの、こういうものをなぜ作らなければいけないかといったときに、やっぱりある

程度、担当者が違うと違う判断になってしまうというのもあんまりよくないというところで、一定の判断材料があつての判断ということで、こういうチェックリストが作られてすごくいいものだなと率直に思いました。

で、ひとつ判断のところで、空家というくくりの中で、特定空家なのか、それとも単なる空家なのか、もしくは潜在的な空家なのかという、要はグレーな部分が出てくると思うんですけども、特にそのグレーなものについての特定空家として判断するかどうかというのが一番難しいところだと実際思うんです。そこをどういうふうに見極めるかというところで、もうひとつ踏み込むというか、もしくはこういう形で判断するんですけど、もうちょっと内容を追加していくというのが必要なのかもしれないなというのを感じました。以上です。

●事務局

ありがとうございます。

●岡田委員

私、建築士の岡田でございます。まず、特定空家の判断基準の前にですね、1,2これも含めて確認したいんですが、特措法2条の中にですね、定義で、空家等とはということで「居住その他の使用がなされていないことが常態である」とあるんですね。それで、居住というのは住宅だと思うんですが、その他の使用がなされているというのが、ちょっとわかりにくいんですが、店舗という話もございましたけど、例えばオフィスみたいなものも考えてみえるんですか。それは該当しないんですか。あくまで店舗とか住宅なのか、そのあたりをまずお聞きしたいんですが。

●事務局

はい。岡田さんの今の発言の中で、基本は住宅です。住宅のみとは言いませんけども、住宅がメインになるという考え方です。

●岡田委員

条文として、その他が書いてあるものですから、どういったものを含むのかなと思ひまして。

●事務局

その他はやっぱり広い意味で、いわゆる建築物については全てだという認識はされるんですけども、まずやはり住居、住居が一番メインになってくると、現状では。そう考えていただければ結構です。

●岡田委員

はい。それと2ページ目のですね、チェックシートなんですが、これは国の基準なんですか。これは市で作られたんでしょうか。

●事務局

このチェックシートというのは、ただ単にどういう物件かということだけを表すだけで、所有者が誰でどういうものかということだけを表すだけのものです。

●岡田委員

そうですね。と言いますのは、専門的なことでちょっと気になるものですからお尋ねしたいんですが、カッコの3に構造とありますよね、その構造の中に在来軸組工法と枠組壁工法とありますが、これは構造と言えば構造なんですけど、本来構造というのは先程のプリントのチェックリストにもありました木造とか鉄骨とか、そういう構造物のことを一般的に言いまして、在来軸組とか枠組は当然大事なんですけど、これは寧ろ工法のことを言っているわけです。ですから、構造の中にこの項目が入るのはちょっとどうかと、私から見るとちょっと違和感があるというだけのことでございます。

●事務局

そうすると、構造にした場合というのは、木造・非木造だけとか。

●岡田委員

そうですね。木造とか、あるいは鉄骨とか。実際住宅であればですね、今日も聞きたかったんですが、鉄筋でも住宅はありうるわけですね。鉄筋の建物でも、空家だということはあるわけですね、将来的には。

●事務局

単純に、木造なのか非木造なのかということだけ列記すればいいと。

●岡田委員

僕はできたら鉄筋も入った方がいいのかなと。木造・鉄骨・鉄筋かと思うんですが。もっと単純化すれば、木造・非木造は最低限。

●事務局

それが構造ということですね。

●岡田委員

そうです。木造の中に在来軸組とか桝組とか、あるいは伝統工法とか一般的に言うんですが。ちょっと私の中に違和感があります。

●事務局

確かにそうですね。在来工法か桝組工法かというのは、そういう知識がないとわからないものですから、そこら辺のことは木造か非木造かということだけで十分かと思いたいで、参考にさせていただきたいと思います。

●岡田委員

それとですね、特措法の第9条なんですが、立ち入り調査等の調査権について出ておりますが、これの中を読みますと、市の職員またはその委任した者に立入調査をさせることができるか書いてあるんですね。私たちから見ると国のチェックリストは非常にいいと思うんですが、やはり判断をするということは、ある程度調査をする人の、総合判定をする場合でもある程度、特に建築に関しては、知識が若干ないと、このチェックリストでの判定がしにくいんじゃないかと、私は思われるんです。ですから仮に、今は市の職員がチェックをされると、これはこれで結構でございますが、実は第1回の会議で、私今でも覚えていますが、市の推進委員ですか、推進委員の方に空家かどうかの調査をお願いしたと。それは今言っていることとは本質的に違うのかもしれませんが、今後ですね、市の職員でも別にいいんですけども、内容によってはある程度専門の人も調査員として考えてみえるか、ちょっと聞きたかったです。

●事務局

実はですね、市長にも同じ質問をされまして、岡田さんとかそういう委員の方も一緒に行ってもらってはどうかというお話をされました。実際我々が考えているのが、空家“等”ですのでいっぱいあるんですね、事例が。例えばゴミ屋敷みたいのところだと、職員だけでも十分対応できる場所があると思うんです。建築的な指導が必要になってきた場合については、私の考えなんですけど、岡田さんは今委員なんですけど、委員の立場で見てもらうのか、それとも建築士さんとある程度委託契約か何かを結んで、そういう調査をやってもらったほうがいいのかということ、市長から宿題をもらったときに詰めようかなと思っておりました。今、岡田さんが言っていたものですから、実際はやっぱり専門的に建物のこういうところがいかん、こういうところが危ないからいかんよというお話をいただきたいので、ご指摘いただきましたように、やっぱりそういうことをやったほうがいいんではないかと思われまして、今のところ事務局のほうではそういう考えはあるということでご認識いただければと思います。

●岡田委員

なぜ私があえてそういうことを言ったかと言いますと、やっぱり特定空家にしても空家にしてもですね、固定資産税の減免があるじゃないですか。これは非常に、住民にとっては関係することが多いですから、ある程度はシビアな見方をしていかないとですね、マズイのかなと思ったわけでございます。

●事務局

おっしゃる通りでございまして、税の特例ですね、6分の1と3分の1の住宅特例の関係があるんですけども、あの特例を外す際におきましては、大義名分が、特定空家として認定したということは大事なんですけど、その認定したことによって、実はそこは住まい家じゃないですよ、ということをお納税者の方にわかってもらわないかんのです。要は建物として、住居ができない状況だということ特定空家にしましたというときに、ちょっと建築士さんから見ていただいた手法で、これはこういうところがダメだから建物として見れないよと、住居として見れないよというアドバイスをもらうと、多分、税のほうの回答としてもしやすくなるのかなということは、ちょっと思っています。実際には。

現実には、特措法に基づいて税の特例を外す場合は、それに対しても異議申し立てというか不服申し立てについては、税務課サイドが受けることとなりますので、その辺も税務課が納税者に説明できるようになる上での資料的な意見としては、ご意見をいただいているかなんかだろうということは、事務局としては考えておるところでございます。

●岡田委員

もう一点いいでしょうか。この特措法の趣旨として一番大事なものは、いわゆる空家等の適切な管理だけじゃなくてですね、あわせて空家等の跡地活用というのが大事な、条文として表現されてますから、今日はまだそこまで進んでないかもしれませんが、当然そこら辺のものも協議会のほうで詰めていくんですよ、今後。どうなんでしょうか。

●事務局

実はですね、それもちょっとこの間のうちから、今は委員は7名でやらせてもらっているんですけども、今言われた跡地利用についてはですね、活用をしていくアドバイスをしていくかどうかということも含めまして、そうすると、今いる委員にプラスして、例えば宅建の方々を入れる必要があるとか、法律のほうに基づいて司法書士さんを入れる必要があるかということをおすね、改めて検討していかないかんのかなと思っています。

で、今跡地利用とおっしゃられたものですから、それにつきましては、今日は都市計画課長も同席しているところなんですけども、当然規制等の関係が出てきますので、相談窓口は、多分都市計画課のほうになってくるんだろうなということを思っています。

実際には、この空家対策についてはですね、防災行政課が主ではやっておりますが、やはり各課、それぞれセクションが違いますので、全庁体制で協力しながらやっていかない

かんものですから、それに対してのアドバイス、今おっしゃられた跡地利用については、専門家の委員の方も入れておくべきなのかな、ということは事務局サイドでは考えております。以上です。

●岡田委員

今、全国的に、他の市町では空家等の活性化をうたっておりまして、現実には名古屋市も含めて動いているわけですね。ですから清須市さんもですね、ぜひ、庁舎も新しくなることとございますし、ぜひですね、市の活性化も含めて、できるだけ力を入れてですね、お願いしたいということとございます。以上でございます。

●事務局（大橋部長）

ちょっと補足させていただきます。今、岡田委員さんからいただきました件、当然やっていかなければいかんことだと私も思っております。ただ、今は現実的にはこのチェックリストのほうを、早期に、やはり危険なほうをまず片付けたいというのが、清須市で一番重いものがございます。当然、これを片づけて、ご理解をいただければ、撤去していただける。そうすると空地ができますので、それをまあ、今、課長が言いましたように、すぐ次に転用できればいいんですけども、できない場合どうしたらいいかっていうのは、市としての計画作りの中に含めていかなくちゃいけないと思っておりますので、その辺のご協力をいただきたいなど。まず、今の方針としましては、将来的には当然なんですけども、特定空家を今どうするかというところですので、その辺のご理解をいただきたいと思っております。

最初の質問等ですね、解説本のほうでですね、居住その他の使用という法的解釈で載っておりましたので、ちょっと読み上げますと、最初説明したようにですね、居住ですね、住居、居住していなくても、建物を物置や作業場等として使用していれば空家等と言えないという部分で、店舗とかではなくて、「その個人が物置とか作業場として使っておれば、それは常時人が住んでいなくても、空家ではない」という判断を、一応法解釈のほうでうたっております。

●加藤会長

そういう空家で放置してあるところは、跡地利用が難しい位置にあるというか、環境の中にあるものですから、そこが難しいですね。壊したはいいが、どうやって使おうとか、売れないとか道路がないとか、そういうところがネックになつてくると思います。

今の、この建物の傾度を見るとかは、地震で倒壊とか半壊とかあるけれど、傾斜度が何度とかテレビでよく測っているが、あれと一緒にですか。あれとはやっぱり違うんですか。半壊とか全壊とか、後の補償の関係であるけれど。

●岡田委員

応急危険度判定と言って、私も資格があるんですけども、いわゆる保険の適用とかいろいろ絡むんですけども、そういうのも、一応実際には把握はしていると思いますけれども。

ひとつの目安として、よく市でも無料の耐震診断やってますけども、大体日本は地震の多い国ですから、その都度法律は変わるんですけどね、今の基準で見ますと、当然こういう空家等は昭和56年以前のもので、まず倒壊と見てもらって。極論を言うと。そんなようなことじゃないでしょうか。

●事務局（大橋部長）

今、市長から言われました判定のことなんですけど、私ども空家のほうでは特措法の話をしておりますけれども、結局、基本は建築基準法で言います、住居として認められない危険な状況である、という部分も絡んできますので、税法上、軽減を外すという部分につきましては、どちらかと言うと、住居として認められないというのを基準に、安全な建物じゃないよと、これが今の地震の部分の計算にも出てきておりますので、やっぱりそこ兼ね合いがあるものですから、建築基準法と特措法と両方を加味しながらの判断になっていくのかなというふうに思っておりますので、特措法だけじゃなくて、やはり建築面からもその辺を言うことによって、住居じゃないよ、という証明になるのではないかと我々は思っておりますので、専門家が必要になってくるんじゃないかと思っております。

●加藤会長

はい。他によろしいですか。

●百瀬委員

はい。最初に空家等対策の現状についてということでお話がございましたけれども、その4つの事例につきまして、中身を見てみますと、非常に問題点の多い事例ばかりだと思うんです。実際、今、清須市様のほうでは43件こういう空家物件があるということ把握して見えると思うんですけども、例えば事例1です。所有者の所在地が不明であり、有効な手立てが打てないと。例えばですけども、こういう物件に対して、仮に最終的に市長が特定空家として判断したときに、本当に処理ができるかといったときに、結局のところ代執行に移ってしまう可能性が高いと思うんですけども、こういう物件についても特定空家と判断するということになってしまいうのでしょうか。というのは、実際何ともならない物件というのは今後増えていくでしょうし、処理ができない物件が今現状残っているということも言えると思うんです。それをどういう形で、もう代執行ありきで進めていくというのもちょっとおかしな話ではないかなというふうに思われますけども、どうでしょうか。

●事務局

先のことはちょっと申し上げられないんですが、やはり特措法に基づいて特定空家としました、14条に書いてあることを我々としては粛々と進めなければいけないだろうなと思ってます。ただ、今、百瀬委員が言われたように、この法の解釈というのも、今日は水野先生がお見えになるんですけども、ところどころで解釈的なことを伺っていかないと、特定空家にして、最終的に手が打てなくて代執行まで行かなきゃいけません、といったときに、本当にそれでいいのかどうかというのは、ある程度弁護士さんのほうの見解もいただきながら事を進めていくしかないのかなと、私は考えております。

ですので、今回あがっていない事例の中にも、すでに弁護士さんにこういう案件どうしたらいいでしょう、という案件が結構ございまして、今後は弁護士さん等のお力もいただきながら事を進めていかなければいけないだろうなと。で、代執行というのはやっぱり究極ですので、そこまで行くにあたっては、やはり紆余曲折的なことがたくさん出てくるのではないかなと思っております。まだひとつもそういう事例は進めておりませんので、今後やっていくという話ですので。先のことにはなるんですけども、代執行まで行くということになると、全てご相談していかなければいけない事例というのは増えていくのかなというふうには考えているところでございます。

#### ●水野委員

今の時点では、全てが全て代執行で行こうという方針を決めて、とかそういうことではないと聞いていいわけですね。

#### ●事務局

現状ではそうです。どうしても空家の対策が進まなかったときに、行政として何ができるかということを検討していく必要があると思います。ひとつの案を言うならば、例えば代執行に行く前に、本来の趣旨は本人、所有者が対応しなければいけない、というのが法の中に定められておりますので、本人が管理するものであると。ですから、その手助けとなるように、先に除却費を少し補助する制度を作るとか、そういう流れも考えられるんじゃないかな、ということは、ひとつの案としては持っております。ただまあ、とりあえず一度、判断基準を今日ご承認いただいて、判断基準に基づいた特定空家を認定するところまで、まず行きたいなと。早急に行きたいなと。で、一度14条に基づいた案件を出して勧告まで行くところで、どういう反応があるのかなというところも行政のほうとしては見たいなというふうに考えております。代執行ありきという形ではなくて、代執行に行くまでは、やはりいろんなステップがあるのではないかなというふうに事務局サイドは考えておるところでございます。

#### ●野田委員

ひとついいですか。この特措法もそうなんですが、空家ということで、特定空家という

のが重点になってくると思うんですが、先程私のほうからちょっとお話したように、放火だとかですね、倒壊という、いわゆる近々の危険があるもの、これの優先順位をまずつけてですね。先程言われたように、清須だけで43件でしたっけね、この中で、チェックリストで判別を一気に全部やって、優先順位をつけて、悪いほうからか簡単にできるほうからかはわかりませんが、そういうものを先にやっていかないと、その判断基準ができて、じゃあどこから手をつけるんだという、43件のうちのいわゆる代執行にこれは行かないだろうというものからやっていくのか、すぐにでもやらないかんような危ない物件であれば、これは代執行に非常に近い物件になると思うんですけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

#### ●事務局

43件に限らない話ではあるんですけど、とにかく今日は判断基準を認めてもらって、特定空家に認定できる作業を進めるということでお話させてもらって、そこから先の話というのは、またその後のステップになると思いますので、まずは判断基準を認めていただいて、それに基づいた立入調査をやって、その後、特定空家として何件認めなければいけないのか、というところからで、優先順位も確かにいると思うんですけども、そこからまずスタートしていきなというふうに考えておりますので。一気に43件というのはなかなかできないかもしれませんが、事務局サイドで優先順位はある程度つけて調査をして進めていくという方向性でいきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

#### ●野田委員

それに関連付けてもう1点。なぜこういうことを言ったかということですね、先月になりますけれど、愛知県中の消防関係の予防担当が集まって、空家の対策についての会議がありました。まあ一部の会議なんですが、その中にやはりこういう問題がありますけれど、その中にいい材料というかですね、いわゆる空家台帳というものを早々に作って、その中で優先順位をつけて、それについて今度は特定空家のチェックをしていくと。これ、いかなもんかなというふうに思いましたので、今日ちょっと資料もお出ししたんですけど、これをひとつ考えていただくといいかなと、思っております。以上です。

#### ●岡田委員

ひとついいですかね。私は建築関係ですから、建築基準法が主になりますけれども、特措法14条の第9項の行政代執行の条文があるわけですが、私も長年こういう仕事やっておりますけれども、まず代執行はほとんどないわけでごさいます、今回もあんまり私の頭の中にはなかったんですけども、その前に今言われた基準をまずしっかりやるということは基本かなと思っておりますし、また協力できることはしていきたいと思っております。以上です。

●加藤会長

他にございますか。

それでは、他にご意見もないようですので、清須市特定空家等の判断基準（案）については、先程ちょっと見直すようなご意見が入りましたが。

●事務局

はい。少しいただきました。

●加藤会長

ですから、ご意見をいただいたものをさらに検討していただいて、原案を策定してまいります。それについては、今後どういう手続きをとりますか。

●事務局

直したものをもう一度皆さんにお送りしまして、それでよければ、今日、仮承認的なことをいただきまして、送って、意見をもらって、なければもう承認ということで受けさせていたいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

●加藤会長

一部、先程ご意見いただいたところもございますが、とりあえず全体的なことについてはこの案でご承認をいただくと。そしてさらに見直したものについては再度皆さん方にお届けしまして、ご承認いただきたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

（異議なしの声）

●岡田委員

すいません、ひとつだけ。こういう空家の問題は一般市民がどれくらい周知をしているのかというのも少しあるんですね。最近色々テレビ等新聞等で情報を流していただいておりますが、清須市さんとしても広報紙というPRするものがございますから、ぜひ一般市民の方にもこういうことをもう少しわかるように、わかりやすく周知をしていただきたいなど。やっぱり市民の方の気持ちも変わってくると思いますから。ぜひそれをお願いしたいなということでございます。以上です。

●加藤会長

関心を持ってもらうということですね。

●事務局（大橋部長）

広報紙にも空家の関連の、要するに一般的なパンフレットの的なもので考えておりました。

て、一般の人も空家の対策がどうなのか、ということがわかるような記事を一度考えさせていただいて、市の状況で、こういう協議会ができているというようなことも少しお知らせするような形のものを考えていきたいと思っております。

●加藤会長

はい。他によろしいですか。

ありがとうございます。今後のことについては事務局から説明をしてください。

●事務局

はい。今後のスケジュールについてご報告申し上げます。次回は、空家等の調査を進めまして、特定空家等の判断を行っていただくことになると思われまますので、よろしくお願いをしたいと思います。時期につきましては年度内になるのか、年度をまたぐことになるのか、調査が終わり次第皆様方にお諮りをしたいと思っておりますので、よろしくお願います。以上です。

●加藤会長

とにかく、今、写真で見ていただいたとおり、本当に危険な状況の建物があるものから、一日も早く対応していかなければいけないと思っておりますので、そのように私どももスピードを上げていかなければと思っております。

それでは、本日の会議の議事は全て終了しました。会議を終了いたします。長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。事務局何かあったら。

●事務局

長時間に渡り、ありがとうございました。これをもちまして、平成28年度清須市空家等対策協議会を閉会いたします。

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
-----------	--------------